

白子町財政的援助団体等に対する監査実施計画

令和5年6月8日

白子町監査委員決定

1 実施方針・実施方法

白子町財政的援助団体等に対する監査を、次の実施方針・実施方法に基づき実施する。

(1) 監査の目的は、町の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と町政への信頼確保に資するものとする。

監査は、町の行財政運営が、地方自治法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを検証する。

(2) 監査の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するとともに、監査の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査を実施する。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況を評価した上で総合的に判断する。

(3) 行政の適法性あるいは妥当性の保障という点から、公正で合理的な地方公共団体の行政を確保することができているかに留意し、監査の過程において不正あるいは非違を摘発する必要性が生じた場合も、行政運営について監察的見地から検査し、正否を調査することに重点を置くこととする。

(4) 令和4年10月31日付けで公表した補助金等の被交付団体に対する監査報告書で指摘したとおり、町執行部は白子町補助金適正化ガイドラインを整備し、これに基づき各担当課等で補助金等交付要綱等の実務的な基準を定めているところであるが、これを確認し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施する。

(5) 白子町補助金等交付規則及び白子町補助金適正化ガイドライン等に基づき適切な補助金等交付要綱等が整備されているかの状況調査を実施する。

(6) 行政側の所管課等監査と財政的援助を受けている団体等監査は、それぞれ出納その他の事務事業の執行が適切に行われているかを監査するが、効果的かつ効果的な監査とするため、合同での監査の実施とする。

2 監査の実施期間及び報告・公表時期、対象年度

監査の実施期間及び報告・公表時期、対象年度は次のとおりとする。

- (1) 実施期間 令和5年度から令和7年度までの3か年とし、毎年度9月下旬までに実施する。
- (2) 報告・公表時期 毎年度11月末に実施する。
- (3) 対象年度 毎年度、前年度を含め過去3か年度分を対象とする。

3 監査対象

財政的援助団体等に対する監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度以降も事業を継続的に実施する予定の団体等とし、令和5年度において補助金額が多い（高い）団体等の上位3団体とする。
 - ①社会福祉法人白子町社会福祉協議会
 - ②白子町商工会
 - ③一宮町・長生村・白子町中学生海外交流協議会
- (2) 上記のうち、各年度の監査対象はいずれか1団体等とする。

4 提出を求める書類等

- (1) 新年度予算要求時に企画財政課へ提出する補助金等調書（別紙1）
- (2) その他監査委員が提出を求める書類等（別紙2）

5 根拠法令等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項
- (2) 白子町監査基準（令和2年4月1日）
- (3) 令和5年度白子町監査計画（令和5年3月20日）

以上